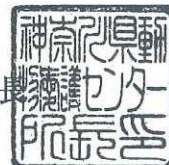


狂犬病予防法第6条第1項（同法第18条第1項）、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項）、及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項（同条例第12条第1項及び第16条第2項）の規定により次のとおり収容したので、飼養者は神奈川県動物愛護センターに届け出て引取して下さい。

なお、定められた期日までに引きとらない場合には、規定により処分されます。

令和8年7月21日

神奈川県動物愛護センター所長



- 1 収容日 令和8年7月17日
- 2 収容（引取）期限 令和8年7月24日
- 3 引渡場所 神奈川県動物愛護センター
平塚市土屋401番地
電話 0463 (58) 3411

4 収容動物

番号	動物	種類	毛色	体格	性別	抑留 収容した場所	時間	首輪有無 色
1	犬猫他	雑種	サビ	大.中.小.幼	牡・牝	厚木市酒井	9:00	有 無
2	犬猫他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
3	犬猫他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
4	犬猫他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
5	犬猫他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無

負傷猫